これからの運動部活動

岐阜県教育委員会 スポーツ健康課

平成25年6月

はじめに

わが国における学校の運動部活動は、これまでも学校教育の一環として生徒の健全育成やスポーツ振興に大きく貢献し、現在もその意義は多くの人々に認められています。さらに、この度の学習指導要領の改訂では、中央教育審議会答申(平成 20年1月)における「部活動が学校教育活動の一環としてこれまで果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記載することが必要である。」との指摘がなされ、中学校・高等学校の総則において部活動の項目が初めて記され、あらためて運動部活動の意義が確認されたところです。

しかし近年、運動部活動の指導や運営に対して様々な問題が表面化してきています。 例えば、勝つことのみを目指した勝利至上主義的指導、それに伴う暴言や体罰、女子 生徒や女子マネージャーに対するセクシュアル・ハラスメント、独りよがりな非科学 的指導などがそれに当たります。このような行き過ぎた指導や不適切な言動により、 子どもたちから夢と希望を奪ってしまった事例があることは否定できません。

また、運動部活動中に発生したけがの件数もここ数年増加傾向にあり、選手生命が絶たれたり、さらには後遺障害が残ったりする事故も発生しています。過去には、それまで情熱をもって指導していた顧問が、運動部活動中の事故に関わる訴訟において、法廷内で安全配慮義務違反を問われるというケースもありました。大きな事故は、その生徒や家族はもちろんのこと、当該顧問や学校関係者に対しても計り知れない大きな負担になってしまいます。

本書は、これらの問題を踏まえた上で、「一人一人の部員が大切にされていると感じる指導と運営」はどうあるべきかを見直し、高等学校の運動部活動が、生徒の「生きる力」の育成に一層貢献できるよう、作成したものです。今後各校において本書を活用していただき、生徒の実態に応じて運動部活動が適切に行われますことを心から期待しています。

平成25年6月

岐阜県教育委員会 スポーツ健康課

目 次

1	部活動の意義	3
2	運動部活動とは	3
3	バランスのとれた指導と運営	4
4	心身の発達に対する配慮	4
5	体罰等の根絶	5
6	指導体制の確立 (1)顧問の役割 ····································	7
	(2)目標や基本方針の設定	7
	(3)活動計画の作成	8
	(4)保護者の支援	8
	(5) 社会人指導者の協力	8
7	安全管理と事故防止 (1)健康状態の把握 ····································	9
	(2)発達段階に配慮した指導	9
	(3)運動の特性に応じた合理的な指導	9
	(4)用具・施設の安全点検と安全指導	9
	(5) 天候や気象条件を考慮した指導	10
	(6)事故発生時の対応	11

1 部活動の意義

高等学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」は、平成 21 年告示の 高等学校学習指導要領総則に、次のように示されました。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。



部活動とは

- 〇 部活動の位置付け 部活動は、学校教育の一環として行われるものである。
- 〇 部活動の意義

部活動は、生徒がより高い水準の技能や創作に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、「生きる力」の育成に大きく 貢献するものである。

〇 実施上の留意点と配慮事項

部活動の指導は、教育課程との関連を図りながら行うことが大切である。また、地域の人々や各種団体と連携を図り、協力を得ることが 部活動の充実につながる。

2 運動部活動とは

運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や 記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する 活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。



適切な指導

- O 生徒が運動部活動に積極的に参加できるよう配慮する。
- 生徒の能力等に応じて、技能や記録が向上するよう指導する。
- 互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係を育成する。

3 バランスのとれた指導と運営

運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、顧問をはじめ関係者の指導の下に行われます。練習を積み重ね、勝利を目指すことや、今以上の技能や記録に挑戦することは、生徒の「生きる力」の育成に大きく貢献しますが、競技大会で勝つことだけを重視し、生徒に過重な練習を強いることがないよう、健やかな体と豊かな心を育むバランスのとれた指導と運営が求められます。



基本的視点

- 〇 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性を尊重し、柔軟 な運営に留意する。
- 〇 生徒がバランスのとれた生活を送り、心身の健全な成長を遂げるよう、 練習時間や休養日を適切に設定する。
- 〇 生徒の能力・適正、興味・関心等に配慮するとともに、健康・安全に 留意して指導する。

4 心身の発達に対する配慮

心身の成長過程にある高校生の時期は、体力や運動能力が著しく発達するとともに、 精神的にも大きく成長します。生徒の発達段階に応じて心と体の成長を促し、生涯に わたって運動やスポーツに親しむ基礎を育むことが重要です。



配慮事項

心理面の配慮

- 生徒の良いところを見付けて伸ばすよう、肯定的な指導を心がける。
- 〇 努力している生徒に対して、積極的に励ましのことばをかける。
- O 生徒を叱る場合は、競技や練習への意欲をなくすことがないよう留意 する。

身体面の配慮

- 〇 生徒の健康状態を事前に把握し、練習中は生徒の疲労状況を確認しながら指導する。
- 〇 生徒の発育・発達段階を考慮し、各器官のトレーニング成果が最も期待できる時期に、より効果的な練習を行う。
- O 発達を阻害するような過剰な練習や、間違った方法でのトレーニング を行わない。

5 体罰等の根絶

体罰は、学校教育法で明確に禁止されており、生徒の体や心に大きな傷を残す行為です。また、生徒を不快にさせる性的な言動、いわゆるセクシュアル・ハラスメントは、教員への信頼を大きく損なうものであり、厳に慎まなければなりません。



許されない行為

体罰・暴力行為の例

- 〇 叩く、殴る、蹴る、つねる、突き飛ばす、ひっぱる。
- 〇 長時間の正座や直立、食事をさせない、トイレに行かせない。
- O 熱中症が予見される中で、水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- 〇 脅し、威圧・威嚇的言動、嫌がらせなど、パワー・ハラスメントと判断される行為や、生徒の人格を否定するような発言を行う。
- 〇 特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える。

セクシャル・ハラスメントの例

- 部活動の指導上、必要性がないのに、生徒の体に触れる。
- 〇 不適切な時間帯や密室となるような場所で、個別指導を行う。
- 〇 生徒の容姿や体型、性に関することを話題にしたり、尋ねたりする。

体罰が与える影響

体罰は、体罰を受けた生徒だけでなく、その場にいた生徒をはじめ保護 者や地域住民にも大きな影響を与え、学校の信用失墜にもつながります。

児童生徒への影響

- 〇人権侵害
- 〇肉体的、精神的苦痛
- O心の傷、PTSD
- 〇人間関係形成の歪み
- 〇教師観の変化、信頼関係の損失

など

学校、保護者、地域社会への影響

- ○学校、教職員への不信感
- 〇信用失墜
- ○学校の教育活動への理解の崩れ
- 〇教育の期待への裏切り
- 〇暴力の連鎖、学校・校区の荒れ

など

生徒にとって最も身近な大人である教師が体罰を行うことは、生徒の心の奥に深く傷として残ります。

部活動における体罰根絶の3つの視点

1 部活動は生徒のためにある。

- 部活動は、同じ願いをもつ生徒の集団であり、顧問に厳しく叱られても願いに向かって頑張るエネルギーがあるため、生徒は従順に従います。このエネルギーを、力のない顧問は「自分のための部活動」「自分のための部員」と誤解します。
- 顧問が大きな目標をもって指導に当たることは尊いことですが、目標に向かって頑張っているのは生徒自身であり、「生徒は顧問のために部活動をしているのではない。」「生徒は顧問の支配下にある存在ではない。」ということを、常に肝に命ずる必要があります。

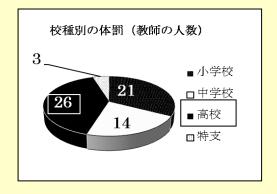
2 指導力のない教師が、そのジレンマを体罰という手段に置き換える。

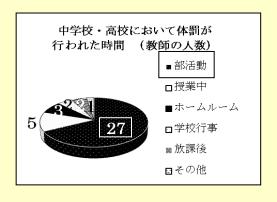
- O 指導したとおりに部員がプレーできないとき、顧問は「なぜ教えたとおり にできないのだ。」と激怒することがありますが、生徒の姿が変わっていな いのは、指導が不十分であるからです。
- O 指導力がある顧問は、「教える」という営みの中に「諭す」「言い聞かせる」「問いかける」「納得させる」「気づかせる」という価値を盛り込むことができます。
- 指導力がない顧問は、自分の指導を棚に上げ、指導者であることを盾にして部員を自分の意のままに指導しようとします。体罰は、指導者の表現力、 指導力がないために行われる行為であることを、自覚することが大切です。

3 「愛のムチ」は、実は「愛の無知」に等しい。

- 部活動に熱心であればあるほど、「自分は生徒に愛情を注いでいる。」という自負が強くなりますが、殴る行為で技術が向上したり、ふがいないプレーが改善されたりするわけではありません。
- O 顧問が行う「愛のムチ」は、暴力や威嚇のほかには表現力を知らない、い わば「愛の無知」に等しいのです。

体罰は校種により差があり、中学校・高校では部活動中に行われた事例が最多でした。





6 指導体制の確立

学校教育の一環として行われる部活動は、学校の教育目標や運営方針を踏まえ、 学校全体で推進していくことが基本です。校長のリーダーシップのもと、顧問だけ に指導や運営を任せるのではなく、学校全体で部活動の在り方を考えることが求め られます。

部活動を推進するための重要事項

(1)顧問の役割

顧問は、学校の教育目標や運営方針を踏まえ、部活動の目標を生徒に分かりやすく説明し、活動が円滑に行われるよう積極的に指導していくことが大切です。

- O 顧問は、活動時間の最初から最後まで指導することが基本である。
- 〇 状況によっては、少しの時間でも活動場所へ行き、その日の活動内容 や留意事項を的確に指示し、生徒に励ましのことばをかける。
- 〇 顧問は、可能な限り研修会等に参加し、指導力を高めるよう努める。

顧問の運営に関する業務例

- 〇 部員名簿の作成
- 〇 年間活動計画等の作成
- 〇 部員の実技指導・健康管理
- 〇 大会への引率
- つ 施設・用具の管理と安全点検
- 〇 部員の事故防止と安全指導
- 〇 保健室や病院との連携
- 〇 部予算の確保と管理
- 〇 保護者との連携・調整
- 〇 高体連との連携・調整

(2)目標や基本方針の設定

各部の目標を設定するには、学校の教育目標や部活動方針に沿って、顧問の指導理念、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に踏まえ、立案することが大切です。

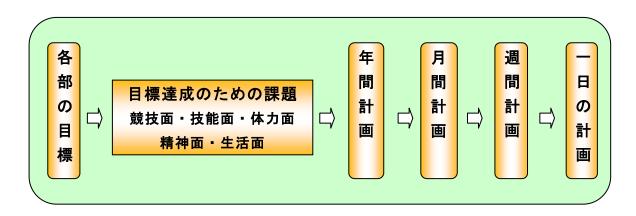
目標の設定例



(3)活動計画の作成

活動計画の作成については、各教科等の指導と同じように、年間計画、月間計画、 週間計画、一日の活動計画を立て、練習内容の精選と練習方法の工夫を行い、生徒 一人一人の自己実現が図られる運動部活動を目指すことが大切です。

活動計画の作成手順



(4)保護者の支援

保護者からの励ましは、生徒にとって大きな支えとなります。生徒たちの生活は 学校だけでなく、家庭や地域など総合的にとらえる必要があり、保護者の理解と協力は不可欠です。また、保護者には、自分の子どもだけでなく、他の生徒を含む全体への思いやりが必要で、学校は教育目標や運営方針を十分説明して、理解を求めることが必要です。

- 〇 保護者には、部の活動状況や練習試合、公式大会の日程を知らせ、 学校と家庭の連携を図る。
- 〇 保護者には、部活動の運営方針を説明し、自分の子どもだけではなく、部全体への支援を依頼する。

(5) 社会人指導者の協力

学校は、部活動に対する生徒の期待に応えられるよう、地域の社会人指導者に実技指導の協力を求めることが、しばしばあります。その場合は、学校の教育目標や部活動の指導方針を十分説明し、理解を求めるとともに、体罰や暴力行為、セクシャル・ハラスメントが起こらないよう、十分説明をする必要があります。

- 〇 社会人指導者の協力を得る場合は、学校の教育目標や部活動の指導 方針を十分説明し、学校と社会人指導者が常に共通理解を図る。
- O 顧問が社会人指導者とともに実技指導を行うことにより、顧問自ら の指導力を高める。

7 安全管理と事故防止

運動部活動は、学校において計画する教育活動であり、生徒の安全が確保されることが基本です。そのためには、顧問をはじめ複数による指導・監督体制を整えるなど、学校として安全管理を徹底する必要があります。

また、次に示すように、顧問は日常から事故防止について意識を高め、事故を未然 に防ぐための行動が取れるようにすることが重要です。



事故を防止するための重要事項

(1)健康状態の把握

- 〇 生徒一人一人の健康状態を事前に把握し、練習中にも声をかけて反応を見たり、疲労状況を確認して指導する。
- 〇 体調が優れない生徒には無理をさせず、休ませたり、活動内容に十 分配慮して指導する。

(2) 発達段階に配慮した指導

- 〇 個人の体力や技能に応じて活動の内容と方法を工夫し、段階的な指導を行う。
- 〇 新たな活動内容や難易度の高い技能を練習する場合は、必ず顧問の 指導の下で、計画的に行う。

(3) 運動の特性に応じた合理的な指導

- 〇 運動の特性を踏まえた準備運動や基本技能の練習を十分行い、事故 の未然防止に努める。
- 〇 効果的な指導を行うためには、顧問自身の経験に頼るだけではなく、 科学的根拠による合理的な方法を積極的に取り入れる。

(4) 用具・施設の安全点検と安全指導

- 〇 活動する前に、場所・器具・用具の点検を行い、安全確認を習慣付 ける。
- O 活動する際に生じる危険場面を予見し、全体指導と個別指導を行う など、日常から学校全体で安全意識を高める。

(5) 天候や気象条件を考慮した指導

〇 活動時の天候や気象条件を考慮し、熱中症の予防と落雷事故の防止 について、適切に対応する。

【熱中症の予防】

- こまめに水分と塩分を補給する。
- 暑さに慣れる。
- ・できるかぎり薄着で、直射日光は帽子で避ける。
- ・肥満など暑さに弱い生徒は、特に注意する。
- ・寝不足、疲労、下痢症状の生徒は、注意を要する。
- 動きが緩慢になったら、必ず声をかけ、休ませる。

【落雷事故の防止】

- ・屋外での活動では、事前に気象情報を確認する。
- ・空模様に注意し、雷鳴や雷光を確認したら、屋内へ避難させる。
- ・避難解除は、雷鳴・雷光がなくなり、20分程度以上経過するまで屋外へ出さない。
- ・安全な避難場所は、鉄筋コンクリートの建物、戸建住宅、バス 及び自動車の車内

熱中症事故の事例

平成16年7月、愛知県一宮市内の市立中学校グラウンドで、ハンドボール部の夏期練習に参加していた同校の生徒が熱中症で倒れ、病院に搬送されたが熱射病を原因とする多臓器不全により8月に死亡した。

名古屋地裁一宮支部は、平成19年9月、死亡した生徒の遺族の主張を認容し、同部の顧問の教諭ら学校側の過失を認め、同市に4000万円余りの損害賠償の支払いを命じる判決を下した。本件は控訴されていたが、平成20年6月、名古屋高裁において和解が成立した。

事故当日は、午前8時半頃に部活動を開始し、グラウンド外周をランニング、その後、フットワークステップ等を行なった上、31℃を超える炎天下でグラウンド外周を30分間走、さらに40メートルダッシュ10本を行なうというものであった。生徒は、40メートルダッシュの7本目まで参加したが、その後意識を失って倒れ、病院に搬送され、8月26日、同病院において死亡した。

落雷事故の事例

平成8年8月、高知県内の私立高校サッカー部に所属する生徒が、 校外でのサッカー大会の試合中に頭部に落雷を受け、転倒、意識不 明となった。一命をとりとめたものの、その後視力障害、両下肢機 能の全廃、両上肢機能の著しい障害等の後遺障害が残った。

高松高等裁判所は、教諭は試合中止や延期を申し入れたりせず、 漫然と試合に出場させた過失があったなどとして、被告の私立高校 と高槻市体育協会に3億円余りの支払いを命じた。

事故当日、第1試合が開始された午後1時50分頃には上空には雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえる状態であった。同試合が終了した午後2時55分頃には上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いた。午後3時15分頃には大阪管区気象台から雷注意報が発令されたが、大会関係者はこのことを知らなかった。第2試合開始の直前頃には雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃された。第2試合は午後4時30分頃開始され、午後4時35分頃、サッカー部員が頭部に落雷を受け、一命をとりとめたものの重度の障害が残った。

(6) 事故発生時の対応

〇 事故が発生した場合は、生徒の生命と安全を第一に考え、混乱する ことなく、迅速に適切な処置を行う。

【事故発生時の対応の手順】

- 1 負傷者への対応
 - ・負傷者の状況を把握し、心身の安定と安全を図る。
 - 適切な応急処置を行うとともに、時系列で対応を記録する。
- 2 管理職への連絡(管理職は県教委スポーツ健康課へ連絡)
 - ・協力者を求めるとともに、管理職へ状況を連絡する。
 - 緊急及び重症度の程度により、救急車を要請する。
- 3 保護者への連絡
 - ・推測を交えず事実を正確に伝える。
 - ・搬送する病院は、緊急時を除き、保護者の意向を確認する。
- 4 負傷者への付き添い
 - ・保護者へ引き渡すまでは付き添い、看護にあたる。
- 5 事故の状況調査と再発防止の徹底
 - ・事故の状況を確認し、再発防止と安全指導を徹底する。